

# 第110回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

平成29年3月23日(木曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)

## 開催場所

東京都千代田区内幸町1丁目1番1号  
帝国ホテル東京  
本館2階「孔雀西の間」

郵送及びインターネットによる議決権行使期限  
平成29年3月22日(水曜日)午後5時まで

## 目次

● 株主の皆様へ	P1
● 第110回 定時株主総会招集ご通知	P2
● 株主総会参考書類	P6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役4名選任の件	
第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件	
添付書類	
● 事業報告	P15
● 連結計算書類	P34
● 計算書類	P37
● 監査報告書	P40



代表取締役社長 にし なが ゆう じ 西永 裕司

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、当社第110回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

当社グループはグループ企業理念の下、酒類や酵素医薬品等の分野において、発酵技術を核とする「バイオテクノロジー」をベースとした事業を展開しております。

その中において、お客様に「安心」・「安全」をお届けすることを第一に考え、グループの普遍概念である「顧客志向」・「収益志向」に則り事業活動を行い、併せて「将来価値の共創」に資する取組みを進めております。

平成28年2月には、平成36年の創立100周年に向けたグループの中長期戦略「長期ビジョン100」と、第1ステップとして平成32年度（2020年度）に連結売上高1,000億円、経常利益50億円の達成を目指す「中期経営計画2020」を策定いたしました。当社グループは、「長期ビジョン100」及び「中期経営計画2020」の達成に努め、グループの持続的な成長と企業価値の最大化を目指しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月

## グループ企業理念

自然の恵みを活かし、バイオ技術をベースに、  
人々に食の楽しさと健やかなくらしを提供します。

**社名の由来** すべてのものをお酒に変える力を持つという伝説の女神、「オエノ」。

ギリシャ・ローマ神話では「オエノ」は酒神「バックス」にその力を授けられました。

いつまでもお客様と喜びを共有するために、新しい商品・サービスを常に提供していきたい。

——これがオエノグループの理念です。

バイオ技術の象徴である「オエノ」をいしずえとし、この理念を実現するために、

バイオ技術をベースとしたさらなる事業の展開（「オン」）を目指し商号としました。

株主各位

(証券コード:2533)  
平成29年3月6日東京都中央区銀座6丁目2番10号  
オエノンホールディングス株式会社  
代表取締役社長 西永 裕司

## 第110回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、平成29年3月22日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号 帝国ホテル東京 本館2階「孔雀西の間」
3. 会議の目的事項
  - 報告事項 第110期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役4名選任の件  
第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件
4. 招集にあたっての決定事項
  - 次頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

### インターネットによる開示について

- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.oenon.jp/ir/>) に掲載いたします。
- ◎本「招集ご通知」に際して記載すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.oenon.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- ◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後、当社ウェブサイト (<http://www.oenon.jp/ir/>) に掲載させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

### 株主総会に当日ご出席いただける方

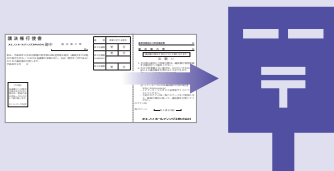
#### 株主総会への出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源の節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

### 株主総会に当日ご出席いただけない方

#### 郵送による議決権行使



後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、ご返送いただきたくお願い申し上げます。  
**行使期限：平成29年3月22日（水曜日）午後5時到着分まで**

#### インターネットによる 議決権行使



当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotec.jp/>) にアクセスしていただき、**平成29年3月22日（水曜日）午後5時まで**にご行使ください。詳しくは、次頁をご覧ください。

### 議決権行使書による議決権行使

議 案		原案に対する賛否	
第1号議案	賛	否	
第2号議案	賛	否	
第3号議案	賛	否	

（ご留意）  
各議案につき賛否の表示がされない場合は、賛成の表示が取り除かれます。  
本「招集ご通知」を必ずご確認ください。

（ログインID） \_\_\_\_\_ 株主番号(8桁) \_\_\_\_\_

（仮パスワード） \_\_\_\_\_

オエノホールディングス株式会社

→ こちらに、議案の賛否をご記入ください。

#### 【議案】

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 → 「否」の欄に○印

→ インターネットによる議決権行使に必要なと  
なる、ログインIDと仮パスワードが記載さ  
れています。

#### 【議決権の行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

## インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。  
当日ご出席の場合は、インターネットによる議決権行使のお手続きは不要です。

### 1 議決権行使サイトのご案内

当社の指定する議決権行使サイト

<http://www.evote.jp/>

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

議決権行使期限：平成29年3月22日（水曜日）  
午後5時まで

**利用環境の制限：**当サイトは/パソコン、スマートフォンまたは携帯電話を用いたインターネットでのみご利用いただけます。\*1

バーコード読み取り機能付きのスマートフォンまたは携帯電話を利用して、QRコード<sup>※2</sup>を読み取り、議決権行使専用のウェブサイトへアクセスいただくことも可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

※1 携帯電話を用いたインターネットにより議決権を行使していただく場合は、次のサービスがご利用可能である必要があります。

●iモード ●EZweb ●Yahoo!ケータイ(iモード)は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の登録商標です。)なお、上記サービスがご利用可能な場合であっても、携帯電話の機種によっては、ご利用できない場合がございますので、ご了承ください(ご利用可能機種につきましては、右記のヘルプデスクまでお問合せください。)

※2 QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



### 2 注意事項

- (1) 複数回にわたり議決権を行使された場合の議決権の取り扱い
- 郵送とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる行使を議決権行使として取り扱わせていただきます。
  - インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

### システムに関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行(株)

証券代行部 (ヘルプデスク)

電話：0120-173-027

(受付時間 午前9:00～午後9:00、通話料無料)

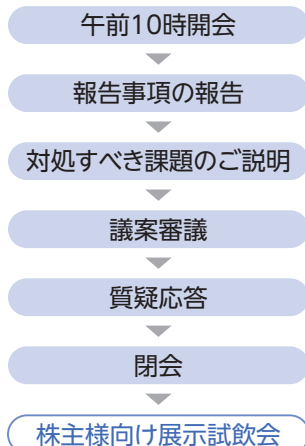
## 機関投資家の皆様へ

### 3 議決権電子行使プラットフォームについて

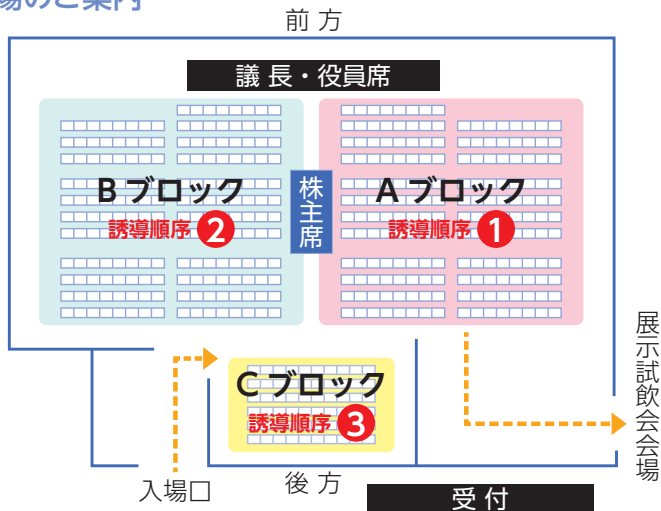
機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

## 〈ご参考〉 株主総会について

### 当日の式次第



### 会場のご案内



### 株主様向け展示試飲会開催のご案内

定時株主総会終了後、帝国ホテル東京 本館2階「孔雀東の間」にて、株主様向けに展示試飲会を開催いたします。株主総会にご出席いただける場合には、引き続きご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様には、当社グループ各社の商品のご紹介及びご試飲を通じて、当社事業への一層のご理解を賜ることが叶いましたら幸いに存じます。

展示試飲会は、株主総会に出席された株主の皆様に当社グループ各社の商品をご紹介し、ご試飲していただく場として開催いたしますので、株主様ご本人のみのご案内とさせていただきます。

株主総会終了後、展示試飲会会場へ一斉に移動なさいますと大変危険ですので、当日のアナウンス、係員の指示にて、Aブロック⇒Bブロック⇒Cブロックの順のご案内をさせていただきます。

なお、酒類のご試飲となりますので、飲酒・酒気帯び運転防止の観点から、お車でのご来場はお控えくださいますようお願いいたします。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、当社の業績、連結決算の状況、中長期的な収益状況、設備投資計画、適正な内部留保額、配当性向などを総合的に勘案しながら、継続的・安定的な配当を行うことを株主の皆様への利益還元の基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の当社及び連結の業績並びに今後の事業展開などを勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### 1. 配当財産の種類

金銭

##### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項

###### 及びその総額

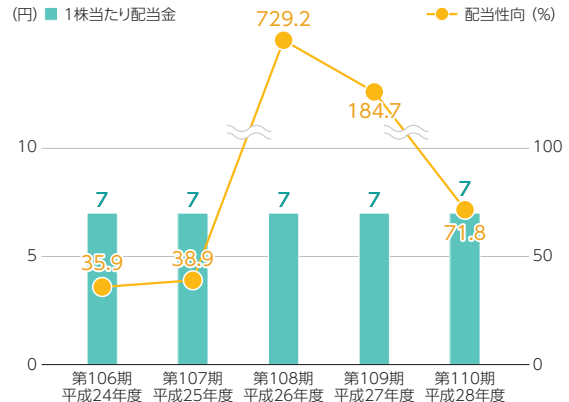
当社普通株式1株につき金7円

総額 434,134,498円

##### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年3月24日

#### ■ (ご参考) 1株当たり配当金/配当性向



## 第2号議案 取締役4名選任の件

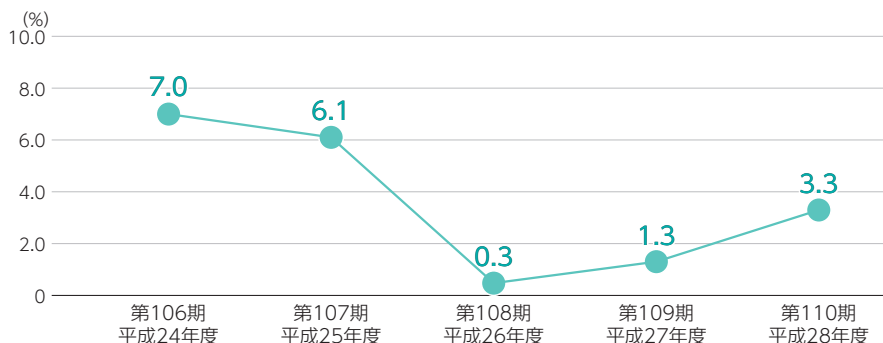
本定時株主総会終結の時をもって、取締役 長井幸夫、西永裕司、向井 享、大森俊夫、山口 徹、尾崎行正の6氏は任期満了となります。

つきましては、経営体制の見直しに伴い2名減員し、社外取締役1名を含む取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席回数
1	なが い ゆき お 長井 幸夫 <span>再任</span>	代表取締役会長 グループ経営全般	15回中15回
2	にし なが ゆう じ 西永 裕司 <span>再任</span>	代表取締役社長 グループ経営全般 中期経営戦略策定委員会委員長 CSR・コンプライアンス委員会委員長	15回中15回
3	むか い すずむ 向井 享 <span>再任</span>	取締役	15回中15回
4	お ざき ゆき まさ 尾崎 行正 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	社外取締役	15回中15回

■ (ご参考) 自己資本利益率 (ROE)





## 取締役候補者指名方針

当社は、取締役として必要な見識、能力、高い倫理観、公正さ、誠実さを有する人物を、取締役候補者として指名する。

これに加え、社内取締役候補者については当社の業務に関する知識、経験を有する人物を、社外取締役候補者については経営に対する助言を可能とする知見や法律・会計・税務等のいずれかの分野における豊富な知識・経験を有し、かつ、当社が定める「独立役員の独立性に関する基準」を充足する人物を、それぞれ候補者として指名する。

## 社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外役員候補者本人及び本人が帰属する企業・団体と当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）との間に、下記の独立性要件を設ける。なお、社外役員は、下記に定める独立性要件を就任後も維持し、主要な役職に就任した場合は、本独立性要件に基づき、取締役会において独立性について検証する。

1. 現在当社グループの取締役（社外取締役を除く。なお、社外監査役候補者にあつては社外取締役を含む。）・監査役（社外監査役を除く。）・執行役員又は使用人でなく、過去においても当社グループの取締役（社外取締役を除く。なお、社外監査役候補者にあつては社外取締役を含む。）・監査役（社外監査役を除く。）・執行役員又は使用人であつたことがないこと。
2. 最近5年間に於いて、当社の主要な株主若しくは当社が主要な株主の取締役・監査役・執行役員又は使用人であつたことがないこと。  
※「主要な株主」とは、総議決権の10%以上の株式を保有する企業等をいう。
3. 当社グループの主要な取引先企業の取締役・監査役・執行役・執行役員又は使用人でないこと。  
※「主要な取引先」とは、当社グループとの取引の支払額又は受取額が、当社グループ又は取引先（その親会社等及び重要な子会社等を含む。）の直近事業年度及び直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて年間連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。
4. 当社グループから多額の寄付又は助成を受けている法人・団体等の理事その他の業務執行者でないこと。  
※「多額の寄付」とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は寄付先の年間総収入の2%のいずれか大きい額を超えることをいう。
5. 当社グループから取締役を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員でないこと。
6. 最近3年間に於いて、当社グループの会計監査人の社員、パートナー又は従業員であつたことがないこと。
7. 上記6に該当しない弁護士、公認会計士、コンサルタント等であつて、役員報酬以外に、当社グループから多額の金銭その他財産を得ているものでないこと（但し、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者）。  
※「多額の金銭」とは、個人の場合は、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益、団体の場合は、過去3事業年度の平均で当該団体の年間総収入の2%以上を超えることをいう。
8. 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族、同居の親族又は生計を一にする者でないこと。
  - (1) 当社グループの取締役・監査役・執行役員又は重要な使用人である者。
  - (2) 過去において、当社グループの取締役・監査役・執行役員又は重要な使用人であつた者。
  - (3) 上記2.~7.において就任を制限している対象者。※「重要な使用人」とは、部長職以上の使用人をいう。

候補者番号

1

再任



ながい ゆきお  
**長井 幸夫**

●生年月日

昭和20年1月23日生

●在任期間

20年(本総会終結時)

●取締役会出席回数

15回/15回(100%)

●所有する当社株式の数

406,000株

●略歴並びに当社における地位及び担当

昭和43年 7月	雪印乳業株式会社入社
平成 8年 4月	当社国際部長
平成 9年 2月	当社経営企画室長
3月	当社取締役、ワイン事業グループ副担当
平成10年 3月	当社常務取締役
平成13年 3月	当社代表取締役社長、経営企画室担当
平成17年 3月	当社グループ経営全般(現)
平成18年 2月	当社経営戦略企画室担当、コーポレートコミュニケーション室担当
平成19年 2月	当社CSR委員会委員長
平成23年 2月	当社中期経営戦略策定委員会委員長
平成28年 3月	当社代表取締役会長(現)

●重要な兼職の状況

・合同酒精株式会社 取締役会長

(注) 長井幸夫氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

●取締役候補者とした理由

長井幸夫氏は、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な実績と幅広い見識を有しており、長年にわたり当社の代表取締役として、当社グループの成長と発展に貢献してまいりました。同氏は当社の代表取締役会長を務めており、経営の重要な役割を担う者として、経営の意思決定に参画することが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

再任



にしなが ゆうじ  
**西永 裕司**

●生年月日

昭和40年2月7日生

●在任期間

7年(本総会終結時)

●取締役会出席回数

15回/15回(100%)

●所有する当社株式の数

116,000株

●略歴並びに当社における地位及び担当

昭和63年 8月 当社入社  
平成19年 2月 合同酒精株式会社 執行役員  
平成20年 2月 当社経営戦略企画室部長  
平成22年 2月 当社グループ管理部門担当、経営戦略企画室長  
3月 当社取締役  
合同酒精株式会社 取締役  
平成23年 2月 当社グループ総務・管理部門担当、  
中期経営戦略策定委員会事務局長  
平成27年 3月 当社代表取締役社長(現)  
中期経営戦略策定委員会委員長(現)  
CSR委員会(現CSR・コンプライアンス委員会)委員長(現)  
合同酒精株式会社 代表取締役副会長  
平成28年 3月 合同酒精株式会社 代表取締役社長(現)

●重要な兼職の状況

- ・合同酒精株式会社 代表取締役社長
- ・福德長酒類株式会社 取締役
- ・富久娘酒造株式会社 取締役
- ・秋田県醗酵工業株式会社 取締役
- ・株式会社サニーメイズ 取締役
- ・株式会社オエノンアセットコーポレーション 代表取締役社長

(注) 1. 西永裕司氏は合同酒精株式会社の代表取締役社長であり、当社と同社との間には、商標権実施、不動産賃貸借等の取引関係があり、同社は当社と同一の部類に属する事業(不動産事業)を行っております。  
2. 西永裕司氏は株式会社オエノンアセットコーポレーションの代表取締役社長であり、当社と同社との間には、商標権実施、不動産賃貸借等の取引関係があり、同社は当社と同一の部類に属する事業(不動産事業)を行っております。

●取締役候補者とした理由

西永裕司氏は、これまでに経営企画・管理・営業・生産の各分野及びグループ会社の経営者を経験し、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な実績と幅広い見識を有しております。同氏は当社の代表取締役社長として強いリーダーシップと決断力を発揮しており、経営を統括する者として、経営の意思決定に参画することが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

再任



むかい すずむ  
**向井 享**

● **生年月日**

昭和33年8月28日生

● **在任期間**

4年(本総会最終時)

● **取締役会出席回数**

15回/15回(100%)

● **所有する当社株式の数**

41,000株

● **略歴並びに当社における地位及び担当**

昭和56年 4月 当社入社  
平成21年 2月 合同酒精株式会社 執行役員  
平成22年 3月 合同酒精株式会社 取締役  
平成25年 2月 当社グループ生産・技術部門担当、当社資源資材調達室長、品質安全保証室長  
3月 当社取締役(現)

● **重要な兼職の状況**

・合同酒精株式会社 常務取締役

(注) 向井享氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

● **取締役候補者とした理由**

向井享氏は、長年にわたり当社グループの生産・調達・品質管理の各分野に携わり、豊富な実績と幅広い見識を有しております。同分野に精通する者として経営の意思決定に参画することが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

4

再任

社外

独立



おざき ゆきまさ  
**尾崎 行正**

● **生年月日**

昭和34年9月2日生

● **在任期間**

2年(本総会最終時)

● **取締役会出席回数**

15回/15回(100%)

● **所有する当社株式の数**

0株

● **略歴並びに当社における地位及び担当**

平成 元年 4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)  
尾崎法律事務所入所  
平成 4年 12月 ウィスコンシン大学ロー・スクール、マスタ・オブ・アーツ・イン・リーガル・インスティテュート授位  
平成 5年 1月 ウィスコンシン州、ゴッドフリー アンド カーン法律事務所及びニューヨーク州、ニューヨーク市、ケイ・ショウラ・フィアマン・ヘイズ アンド ハンドラー法律事務所勤務  
8月 尾崎法律事務所弁護士(現)  
平成27年 3月 当社取締役(現)

(注) 1. 尾崎行正氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。

2. 尾崎行正氏は、社外取締役候補者であります。

3. 尾崎行正氏は、株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員であり、同氏が取締役に再任された場合には、同氏は引き続き独立役員になる予定であります。

● **社外取締役候補者とした理由**

尾崎行正氏は、弁護士の資格を有しており、社内出身者と異なる視点で、独立性をもって経営の監督をしていただくことで、経営体制の一層の強化を図るとともにコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの充実を図ることができると判断し、引き続き候補者として選任いたしました。

なお、同氏は、これまで、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

## 第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

### 1. 提案の理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、平成19年3月29日開催の第100回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額180百万円以内。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

なお、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

### 2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める「役員株式給付規程」に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

#### (2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします。）

#### (3) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成29年12月末日で終了する事業年度から平成33年12月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、

本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託の設定時に、当初対象期間に対応する必要資金として、175百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、175百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、すでに信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

#### **(4) 当社株式の取得方法及び取得株式数**

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により行う予定です。

#### **(5) 取締役給付される当社株式等の数の算定方法**

取締役には、各事業年度に関して、「役員株式給付規程」に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（6）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数の合計とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

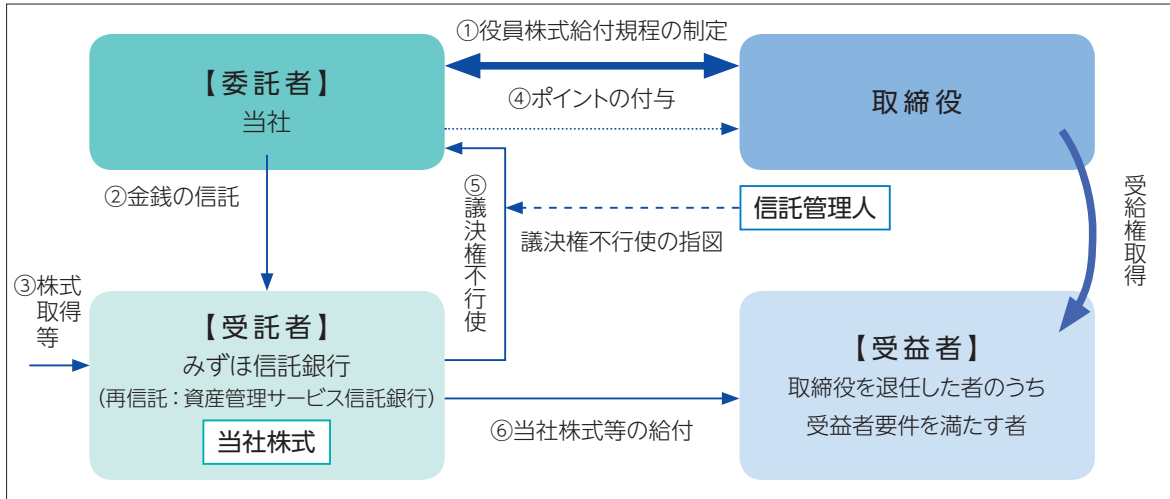
#### **(6) 当社株式等の給付**

取締役が退任し、「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（5）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

## (7) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、「役員株式給付規程」の定めに従って、その時点で在任する取締役に對して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

### 〈ご参考：本制度の仕組み〉



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

# 事業報告 (平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

## 1. 当社グループの現況に関する事項

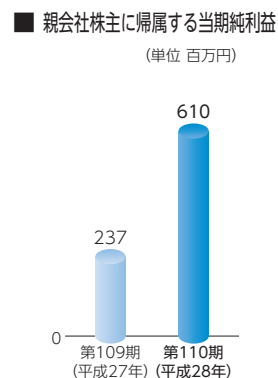
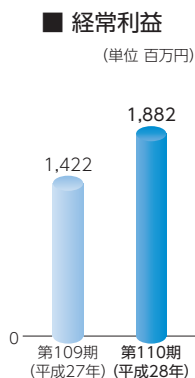
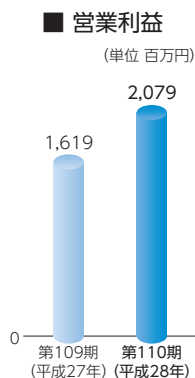
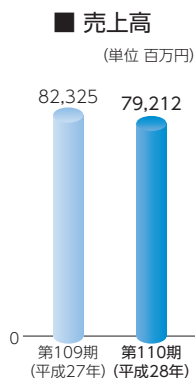
### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用情勢に改善の動きが見られ緩やかな景気回復基調にあるものの、米国経済の不確実性や中国・アジア新興国経済の減速、不安定な円相場など景気下振れリスクの懸念もあり、先行きが不透明な状況で推移いたしました。

酒類業界におきましては、国内の人口減少や少子高齢化により市場の伸張が期待しにくく、かつ消費の二極化・複層化が進む中、企業間の販売競争が激化しており、厳しい経営環境となっております。

このような経営環境の下、当社グループは「長期ビジョン 100」の実現に向けた「中期経営計画 2020」を策定し、当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に向けた取組みを進めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、79,212百万円（前期比3.8%減）となりましたが、利益面では、原材料価格やエネルギーコストの低減などにより、営業利益は2,079百万円（前期比28.4%増）、経常利益は1,882百万円（前期比32.4%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は610百万円（前期比156.8%増）となりました。





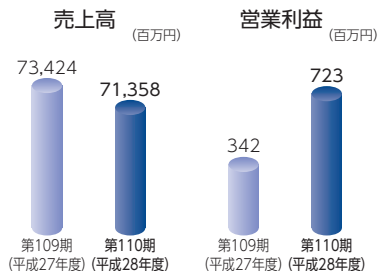
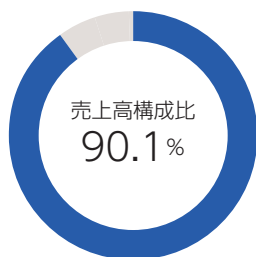
セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

セグメント別売上高

区 分	第109期 [前連結会計年度]	第110期 [当連結会計年度]	増減率
酒類事業	73,424 (百万円)	71,358 (百万円)	2.8%減
加工用澱粉事業	4,091	3,982	2.7%減
酵素医薬品事業	3,972	3,521	11.4%減
不動産事業	347	329	5.1%減
バイオエタノール事業	467	—	—
その他	21	20	3.5%減
合 計	82,325	79,212	3.8%減

## 酒類事業

■ 売上高 71,358百万円 (前期比2.8%減)



主要製品：焼酎、チューハイ、清酒、合成清酒、梅酒、加工用洋酒、ワイン、酒類原料用アルコール・工業用アルコール、調味料、食品（副産物）、飲食店経営

酒類事業については、市場の停滞や販売競争激化の状況の下、消費者の嗜好の変化や多様化に対応すべく商品の拡充を行いました。売上高は71,358百万円(前期比2.8%減)となりました。一方、利益面につきましては、原材料価格やエネルギーコストの低減などの影響により、営業利益は723百万円(前期比111.3%増)の大幅な増益となりました。

和酒部門のうち焼酎においては、本格焼酎の「博多の華」シリーズ、<sup>くろかいと</sup>「黒海渡」、甲類乙類混和焼酎の「すごむぎ」「すごいも」が好調に推移したものの、売上高は減少いたしました。なお、多くの方に親しまれている、しそ焼酎「鍛高譚」が平成29年に発売25周年を迎えます。これを機に新しいユーザーに向けたプロモーション活動を積極的に展開してまいります。第1弾として、動画広告を12月から公開しており、皆様からご好評いただいております。



博多の華 麦



すごむぎ



すごいも



鍛高譚



鍛高譚R



鍛高譚R sparkling



NIPPON PREMIUM  
山形県産ラ・フランス  
のチューハイ

チューハイ、カクテル等の低アルコール飲料においては、全国のご当地素材を使用したチューハイ「NIPPON PREMIUM」シリーズが「山形県産ラ・フランスのチューハイ」を期間限定で発売するなど、好調に推移いたしました。

清酒においては、市場の低迷が続いている中、純米吟醸酒でありながらお手頃な価格を実現した「福德長 米だけのす〜っと飲めてやさしいお酒 純米吟醸酒」パックが好調に推移しており、価格と品質のバランスの良さが多くの方にご好評いただいております。

洋酒部門においては、「鍛高譚」ブランドの新しいラインアップとして発売した、ドライな味わいのリキュール「鍛高譚R」と低アルコール飲料の「鍛高譚

Rスパークリング」が好調に推移しております。その他、「ウイスキー 香薫」やPB商品のウイスキーが伸びましたが、輸入ワインの減少により、売上高は減少いたしました。

その他の部門については、飲食店の売上高が増加しております。茨城県牛久市のシャトーカミヤでは、東日本大震災で被災した国指定重要文化財「シャトーカミヤ旧醸造場施設」の災害復旧工事が3月に完了し、7月から全館で営業を再開しております。

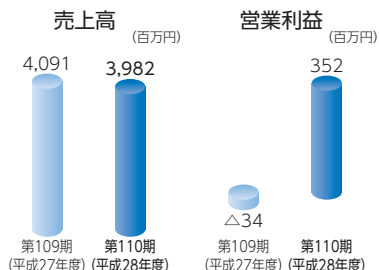
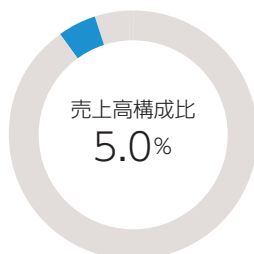
なお、シャトーカミヤにある牛久ブルワリーで醸造したクラフトビール「牛久シャトービール」の「ヘレス」と「PPL」が、「ワールド・ビア・アワード 2016」において、スタイル別の世界一の称号である「ワールドベスト・スタイル」を獲得し、その品質の高さが認められました。



## 加工用澱粉事業

■ 売上高 3,982百万円 (前期比2.7%減)

主要製品：加工用澱粉



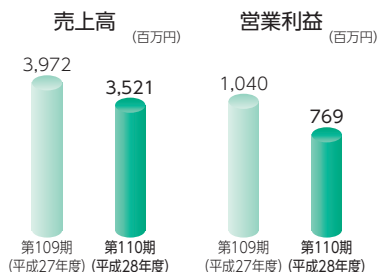
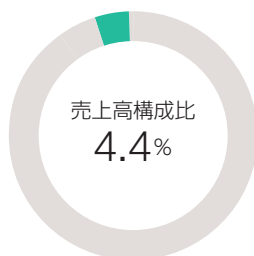
加工用澱粉事業については、菓子用グリッツの販売数量は増加しましたが、シリアル食品用及びビール用グリッツの販売数量が減少したため、売上高は3,982百万円 (前期比2.7%減) となりました。しか

しながら、営業利益は原材料価格の低減等により352百万円 (前期は34百万円の営業損失) となりました。

## 酵素医薬品事業

■ 売上高 3,521百万円 (前期比11.4%減)

主要製品：酵素、原薬、診断薬



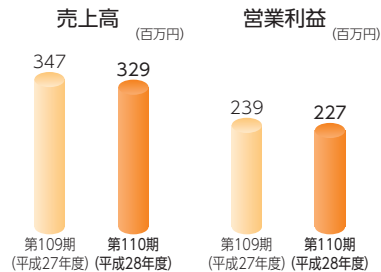
酵素医薬品事業については、主力の酵素部門における海外での販売が、数量では前年を上回ったものの、円高による影響や競争激化による売上単価下

落に伴い、売上高は3,521百万円 (前期比11.4%減)、営業利益は769百万円 (前期比26.1%減) となりました。

## 不動産事業

■ 売上高 **329**百万円 (前期比5.1%減)

事業内容：不動産の売買、不動産の賃貸



不動産事業については、賃貸契約の減少により、売上高は329百万円（前期比5.1%減）、営業利益は227百万円（前期比5.1%減）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の額の合計は925百万円で、主なものは次のとおりであります。

当社	(酒類事業)	シャトーカミヤ	旧醸造場補修工事	129(百万円)
	(酒類事業)	苫小牧工場	酒類蒸留設備	74
合同酒精株式会社	(酒類事業)	東京工場	小瓶ライン設備	193



シャトーカミヤ

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

### (4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社の合同酒精株式会社と北の誉酒造株式会社は、平成28年1月1日付で合同酒精株式会社を存続会社、北の誉酒造株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

## (5) 対処すべき課題

今後のわが国の経済は、雇用・所得環境が改善する動きが見られる一方で、物価が上昇基調に転じることによって個人消費の伸びが抑制されることが予想されます。また、企業業績の改善を受けて設備投資が増加基調に転じることによって景気が下支えされ、緩やかな景気回復が続くことが見込まれます。

酒類業界におきましては、人口減少・少子高齢化による市場の縮小や消費の二極化・複層化が進む中、企業間の販売競争は激化し、当社グループを取り巻く経営環境は厳しさを増すものと予想されます。

このような環境において、当社グループは、創立100周年を迎える平成36年に向けたグループの中長期戦略を描いた「長期ビジョン 100」を策定し、グループの持続的成長及び中長期的な企業価値最大化の実現を目指してまいります。また、「長期ビジョン 100」の実現に向けた第1ステップとして、平成32年度（2020年度）を最終年度とする「中期経営計画 2020」を併せて策定し、その目標の達成に取り組んでおります。

「長期ビジョン 100」は、企業理念に基づくグループの使命・将来像を描いた7つの指針と、これを実現するにあたっての最重要課題である5本の柱で構成されております。

当社グループは、「中期経営計画 2020」の目標達成に向け、グループ経営方針を定め、その実践に取り組んでまいります。主要事業である酒類事業及び酵素医薬品事業についての経営方針の主な内容は以下のとおりです。

### <酒類事業>

酒類事業では、酒類市場の環境変化、消費者・チャネルのニーズを瞬時に捉え、フットワークの良い商品開発を実践してまいります。

また、「どこでも買える身近な商品」を創出し、良い商品を消費者に届けることを常に意識した営業活動を展開してまいります。

発売から25周年を迎える「鍛高譚」は、他社には真似できない唯一無二のブランドとして、ブランド価値の向上に向けた取組みを進めてまいります。

アルコール事業では、事業規模拡大に向け、合同酒精清水工場において、蒸留設備の増強と貯蔵タンクの増設などの設備投資を行ってまいります。

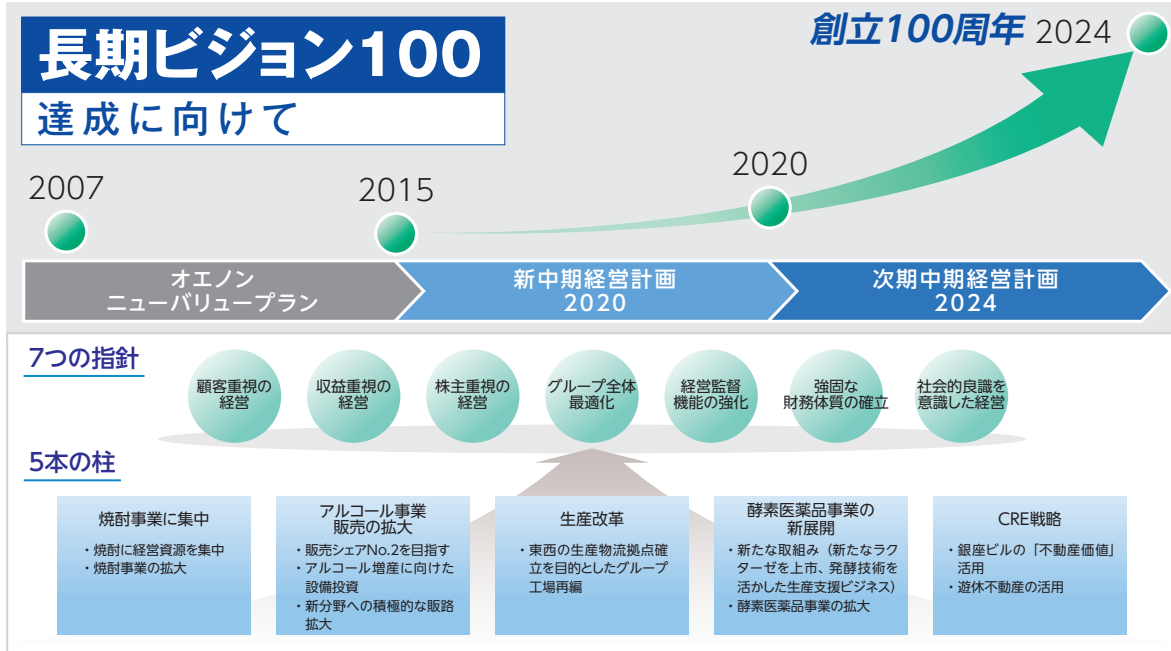
### <酵素医薬品事業>

主力のラクターゼは、コスト削減の目標値を定め、原材料費の削減、生産工程の見直しにより、海外市場における価格競争力を高めてまいります。また、新商品の上市・拡売に向け、遺伝子組み換え技術の活用を含め、ラクターゼに次ぐ第2の柱の構築に努めてまいります。

生産支援ビジネスにおいては、効果的な設備投資を実施し、食品・飲料メーカーを中心に、スケールメリットを活かした取組みを展開してまいります。

このほかにも、平成28年3月に制定した「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に基づいた活動を実践し、経営の意思決定過程の透明性・公正性を担保してまいります。この基本方針を前提とした迅速・果断な意思決定を促すことができるコーポレートガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



# オエノングループ「長期ビジョン100」の実現に向けた「中期経営計画2020」

## 中期経営計画2020の概要

### 重点戦略

#### 焼酎事業

長年にわたり愛され続けているしそ焼酎「鍛高譚」が平成29年に発売25周年を迎えるにあたり、中堅・若手社員がメンバーとなり、「鍛高譚プロジェクト」を発足いたします。柔軟で自由な発想に基づく商品開発・販売促進・宣伝等の企画立案及び計画を策定し、売上拡大とブランドイメージ向上を図ってまいります。

#### アルコール事業

アルコール生産能力の増強と収益力の向上を図るべく、合同酒精清水工場において蒸留・貯蔵設備を増強いたします。

#### 酵素医薬品事業

長期ビジョンで掲げた、新たなラクターゼの上市、生産支援ビジネスの実現に向け、積極的な投資を行います。事業規模拡大に向けた新規生産支援ビジネスの獲得のため、酵素医薬品工場の精製設備を増強いたします。

### 定量目標

売上高 1,000億円	経常利益 50億円	売上高経常利益率 5%	1株当たりの配当金 10円	ROE 10%
----------------	--------------	----------------	------------------	------------

## (6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第107期 (平成25年度)	第108期 (平成26年度)	第109期 (平成27年度)	第110期(当期) (平成28年度)
売上高	85,799(百万円)	84,186(百万円)	82,325(百万円)	79,212(百万円)
経常利益	2,425	1,290	1,422	1,882
親会社株主に帰属する当期純利益	1,128	60	237	610
1株当たり当期純利益	17(円)99(銭)	0(円)96(銭)	3(円)79(銭)	9(円)75(銭)
総資産	59,600(百万円)	60,165(百万円)	57,297(百万円)	52,310(百万円)
純資産	21,301	20,841	20,869	20,940

## (7) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
合同酒精株式会社	2,000(百万円)	100.0(%)	酒類・食品・酵素・医薬品の製造販売
福德長酒類株式会社	518	100.0	酒類・食品の製造販売
株式会社オエノンアセットコーポレーション	400	(2.0) 100.0	不動産の売買、賃貸及び管理
ゴーテック株式会社	96	100.0	倉庫業
富久娘酒造株式会社	50	100.0	酒類・食品の製造販売
株式会社ワコー	10	100.0	酒類・食品の販売
山信商事株式会社	10	100.0	酒類の販売
秋田県醗酵工業株式会社	54	65.1	酒類・食品の製造販売
越の華酒造株式会社	10	(55.3) 59.3	酒類の製造販売
株式会社サニーメイズ	120	50.0	加工用澱粉の製造販売

(注) 出資比率の( )内の数字は、間接所有比率であります。

### ② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

名 称	住 所	帳簿価額の合計	当社の総資産額
合同酒精株式会社	東京都中央区銀座6丁目2番10号	16,846百万円	32,817百万円

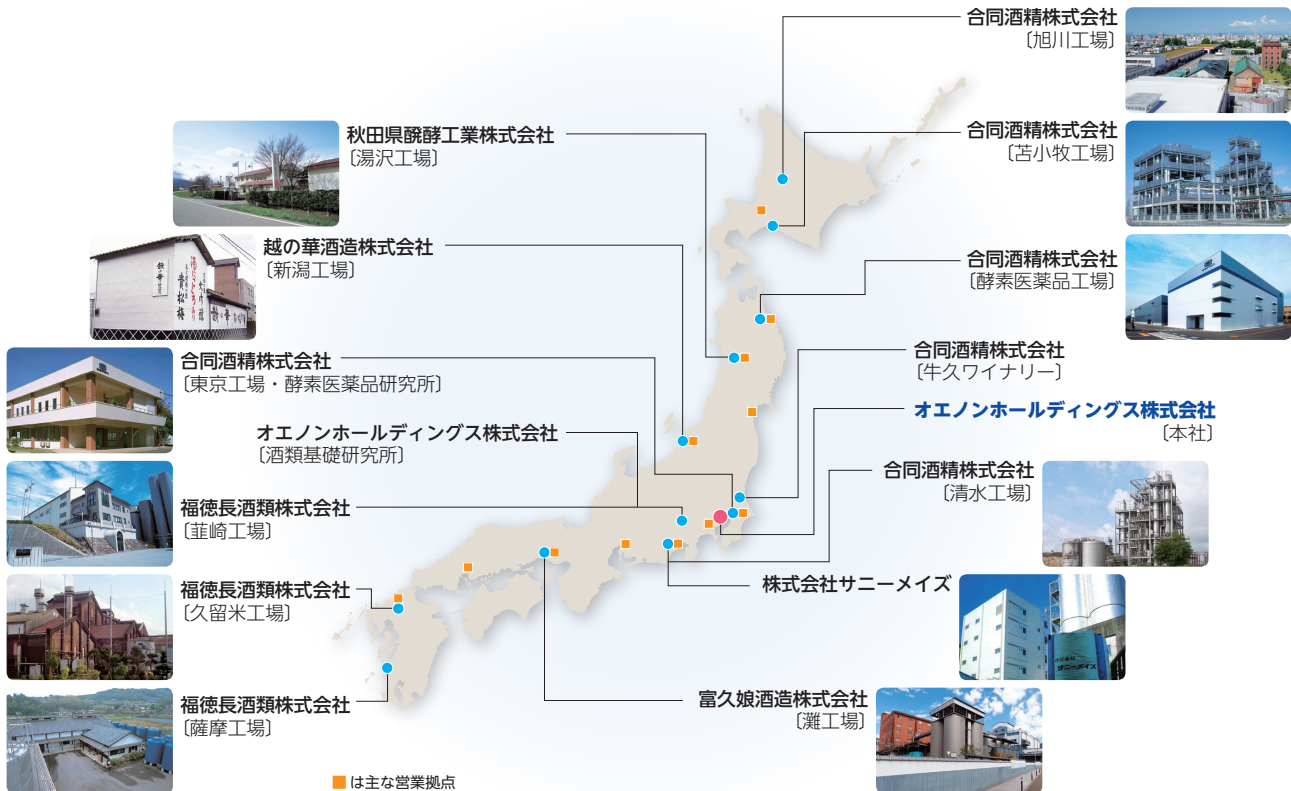


## (8) 主要な営業所及び工場

### ① 当社

本社	東京都中央区銀座6丁目2番10号
研究所	酒類基礎研究所 (山梨県韮崎市)

### ② グループネットワーク



## (9) 従業員の状況

### ① 当社グループの従業員数

従業員数	前期末比増減 (△)
959(名)	△ 2(名)

### ② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減 (△)
男 性 43(名)	△ 1(名)
女 性 12	2
合 計 55	1

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,580(百万円)
株式会社北洋銀行	1,150
株式会社三菱東京UFJ銀行	600
三菱UFJ信託銀行株式会社	600
株式会社三井住友銀行	310
三井住友信託銀行株式会社	310
農林中央金庫	100
第一生命保険株式会社	10

## 2. 株式に関する事項

### (1) 発行可能株式総数

200,000,000株

### (2) 発行済株式の総数

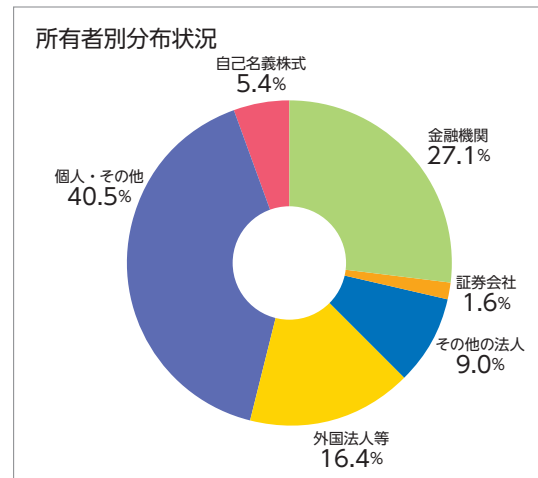
62,019,214株

(自己株式3,566,982株を除く)

### (3) 株主数

9,932名

### (4) 大株主（上位10名）



株主名	持株数	持株比率
第一生命保険株式会社	3,061 (千株)	4.93(%)
オエノンホールディングス従業員持株会	2,634	4.24
株式会社みずほ銀行	2,443	3.93
株式会社南悠商社	1,884	3.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,864	3.00
株式会社北洋銀行	1,750	2.82
HSBC BANK PLC A/C CLIENTS, NON TREATY 1	1,640	2.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,579	2.54
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERSHIP LP	1,080	1.74
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,046	1.68

(注) 持株比率は自己株式（3,566,982株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行し、資本効率の向上を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、平成28年11月30日の当社取締役会決議に基づき、平成28年12月1日から平成29年2月13日の間、市場取引により、180万株の自己株式を総額486,309千円で取得いたしました。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
(代表取締役) 取締役会長	長 井 幸 夫	グループ経営全般 合同酒精株式会社 取締役会長
(代表取締役) 取締役社長	西 永 裕 司	グループ経営全般 中期経営戦略策定委員会委員長 CSR・コンプライアンス委員会委員長 合同酒精株式会社 代表取締役社長 福德長酒類株式会社 取締役 富久娘酒造株式会社 取締役 秋田県醗酵工業株式会社 取締役 株式会社オエノンアセットコーポレーション 代表取締役社長 株式会社サニーメイズ 取締役
取締役	向 井 享	合同酒精株式会社 常務取締役
取締役	大 森 俊 夫	福德長酒類株式会社 代表取締役社長
取締役	山 口 徹	株式会社サニーメイズ 代表取締役社長
取締役	尾 崎 行 正	
取締役	齋 藤 忠 夫	
常勤監査役	輿 石 正 博	合同酒精株式会社 常勤監査役 福德長酒類株式会社 常勤監査役 秋田県醗酵工業株式会社 監査役
監査役	飯 田 剛 史	合同酒精株式会社 監査役 福德長酒類株式会社 監査役
監査役	小 川 一 夫	合同酒精株式会社 監査役 福德長酒類株式会社 監査役 東和フードサービス株式会社 社外取締役 株式会社松岡 監査役
監査役	蘭 田 俊 和	合同酒精株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役のうち尾崎行正及び齋藤忠夫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち飯田剛史、小川一夫及び蘭田俊和の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役 小川一夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 監査役 蘭田俊和氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 当社は、取締役 尾崎行正及び齋藤忠夫の両氏並びに監査役 飯田剛史、小川一夫、及び蘭田俊和の3氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 6. 当期中の取締役の異動  
 齋藤忠夫氏は、平成28年3月23日開催の第109回定時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 7名 139百万円（うち社外 2名 22百万円）  
監査役 4名 27百万円（うち社外 3名 20百万円）

- (注) 1. 各取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役職、業績等を勘案して決定しております。各監査役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議を経て決定しております。  
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第100回定時株主総会において年額180百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。  
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第100回定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

#### 社外監査役

氏名	兼職する法人等	兼職の内容	関係
小川 一夫	東和フードサービス株式会社	社外取締役	当社と東和フードサービス株式会社及び株式会社松岡との間に重要な取引その他の関係はありません。
	株式会社松岡	監査役	

### ② 主な発言状況

#### 社外取締役

氏名	取締役会出席状況	発言状況
尾崎 行正	15回中15回	議案審議等について、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上 有用な発言等を行っております。
齋藤 忠夫	12回中10回	議案審議等について、主に酵素医薬品事業に関する幅広い見識と経験に基 づき、当社の経営上有用な発言等を行っております。

(注) 取締役 齋藤忠夫氏は、平成28年3月23日開催の第109回定時株主総会におきまして新たに選任されたため、取締役会の開催回数  
が他の取締役と異なっております。

#### 社外監査役

氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
飯田 剛史	15回中15回	16回中16回	議案審議等について、企業経営者としての経験と見識に 基づき、当社の経営上有用な発言等を行っております。
小川 一夫	15回中14回	16回中15回	議案審議等について、主に公認会計士としての専門的見 地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。
蘭田 俊和	15回中15回	16回中16回	議案審議等について、主に税理士としての専門的見地か ら、当社の経営上有用な発言等を行っております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### ④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

社外監査役 3名 20百万円

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等及び監査役会が同意した理由

45百万円

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

#### ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

79百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (4) 非監査業務の内容

主幹事証券会社への発行登録に係わる質問回答業務。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任することといたします。

また、上記のほか、会計監査人の職務が適正に実施されることを確保するための体制等を勘案し、監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、当社監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

#### ① 処分対象

新日本有限責任監査法人

#### ② 処分内容

平成28年1月1日から同年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

#### ③ 処分理由

- ・ 社員の過失による虚偽証明
- ・ 監査法人の運営が著しく不当

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制並びに当該体制の運用状況

#### (業務の適正を確保するための体制)

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役及び別途指名されたグループ会社の取締役その他の役職員で構成するCSR・コンプライアンス委員会を設置する。

CSR・コンプライアンス委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス・マネジメントや食品企業としての安全衛生環境確立等についての方針及び対応策を策定し、当社グループの取締役及び使用人がコンプライアンス等を確実に実践することを支援・指導する。

また、当社は、執行機能から独立した内部監査部門として監査室を設置する。監査室は、CSR・コンプライアンス委員会と連携のうえ、客観的視点をもって当社グループ全体のコンプライアンスの状況を監査し、監査結果をCSR・コンプライアンス委員会委員長及び当社の監査役に報告する。

さらに、当社は、不正行為の撲滅のため、内部通報制度を設け、社内において様々な手段を以て認知度を高め、通報が容易にできる環境を整備する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、重要文書取扱規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（電磁的媒体による記録を含む）の保存・管理に関する体制を確保する。これとともに、取締役及び監査役が、保存・保管された情報を常時閲覧することができる体制を確保する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務分掌規程、グループ会社管理規程に基づき、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、各責任部署においてリスクの管理を行い、リスクの低減及びその未然防止を図るものとする。これとともに、CSR・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのリスクマネジメントの状況について、定期的、不定期なレビューを行い、当社グループ全体の業務運営上及び経営戦略上のリスクを統括して管理するものとする。

また、当社は、緊急事態発生時に、CSR・コンプライアンス委員会委員長がCSR・コンプライアンス委員会を招集し、損失の拡大を最小限に止める体制を整備する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規則、職務責任権限規程、業務分掌規程を定め、取締役及び使用人との間での責任と権限の範囲を明確にし、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。

当社は、取締役会の審議の活性化及び監督機能の強化のため、社外取締役を選任する。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、部門別グループ経営会議、CSR・コンプライアンス委員会の開催等を通じて、当社とグループ会社間で経営情報を共有化する体制を構築する。

当社は、グループ会社管理規程に基づき、当社グループの経営方針及び中長期経営計画等必要な政策を立案する。また、当該政策に基づき、グループ会社の管理・支配を行い、当社グループにおける業務の適正な運営に努める。

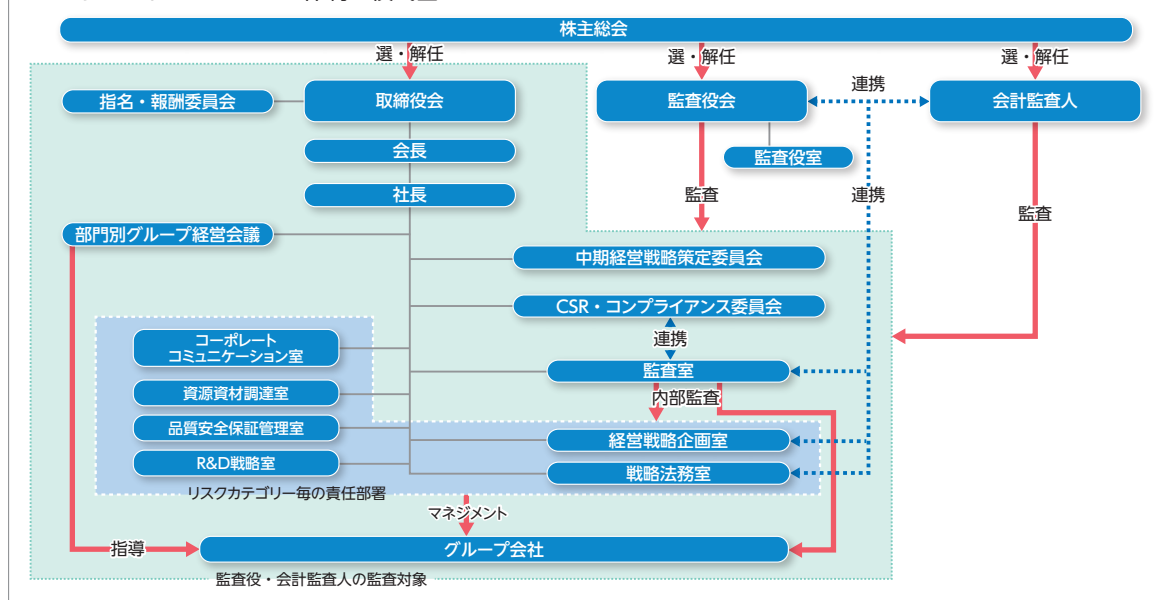
当社は、当社の監査役による監査に加え、監査室による内部監査を実施する。必要に応じて、グループ会社の取締役又は監査役に当社の取締役、監査役又は使用人を選任し、当社グループにおける業務の適正を確保する体制を構築する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該補助使用人に関する事項並びにその補助使用人の取締役からの独立性及びその補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社の監査役から補助使用人を置くことを求められた場合、専属の補助使用人を配置する体制を整備する。

補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する決定については、予め当社の監査役の同意を得るものとする。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図





補助使用人は、当社の監査役の職務を補助するにあたって、当社の監査役の指揮命令にのみ服するものとする。

⑦ **監査役に報告するための体制**

当社は、当社の監査役が、取締役会のほか、部門別グループ経営会議、CSR・コンプライアンス委員会等重要会議へ出席をし、意見の表明を行うことができる体制を構築する。

これとともに、当社の取締役及び使用人、グループ会社の取締役、監査役及び使用人が、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事実、内部通報制度に基づき通報された事実等を直ちに当社の監査役に報告をする体制を整備する。

当社は、当社の監査役が、必要に応じて、当社の取締役及び使用人、グループ会社の取締役、監査役及び使用人に対して、報告を求めることができる体制を構築する。

これとともに、当社の監査役に当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

⑧ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、当社の監査役が、代表取締役・会計監査人との定期的及び不定期の会合並びに監査室と連携を取り合うことによって、監査の実効性を確保する体制を整備する。

当社は、当社の監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

⑨ **反社会的勢力による被害を防止するための体制**

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するために、反社会的勢力に対して、経営戦略企画室を統括対応部署とし、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、グループ全体として毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を整備する。

**(当該体制の運用状況)**

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて見直しを行っております。当社グループの主な取組みとしては、内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しました。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者とは、当社グループの財務、事業の内容及び当社の企業価値を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社株式について大規模な買付けがなされる場合であっても、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、特定の者の大規模な買付けに応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要するおそれがあるものなど、被買収会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、そのような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような者による大規模な買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### ② 不適切な支配防止のための取組み

当社は、当社を取り巻く経営環境等の変化、金融商品取引法による大量買付行為に関する規制の整備の浸透状況などを鑑み、大規模買付ルール of 取扱いについて慎重に検討を重ねた結果、平成28年3月23日の第109回定時株主総会終結の時をもって、大規模買付ルールを継続しない（廃止する）こととさせていただきます。

なお、当社は、大規模買付ルールの有無に関わらず、今後とも中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上にグループをあげて取り組んでまいります。また、当社は大規模買付ルール終了後も、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併わせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

---

◆ 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 (平成28年12月31日現在)	前期(ご参考) (平成27年12月31日現在)
<b>資産の部</b>	<b>52,310</b>	<b>57,297</b>
流動資産	30,500	32,540
現金及び預金	1,888	1,667
受取手形及び売掛金	19,791	21,892
たな卸資産	7,609	7,927
前払費用	116	108
繰延税金資産	623	637
その他の流動資産	495	323
貸倒引当金	△23	△16
固定資産	21,809	24,757
有形固定資産	18,739	21,281
建物	5,468	6,023
構築物	1,208	1,539
機械装置及び運搬具	3,030	3,606
工具器具備品	118	131
土地	8,825	8,797
リース資産	66	41
建設仮勘定	21	1,141
無形固定資産	598	704
のれん	264	328
その他の無形固定資産	333	376
投資その他の資産	2,471	2,770
投資有価証券	1,826	1,991
長期前払費用	172	184
繰延税金資産	255	295
退職給付に係る資産	—	80
その他の投資	224	225
貸倒引当金	△7	△6
<b>資産合計</b>	<b>52,310</b>	<b>57,297</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

科 目	当期 (平成28年12月31日現在)	前期(ご参考) (平成27年12月31日現在)
<b>負債の部</b>	<b>31,369</b>	<b>36,428</b>
流動負債	24,714	27,654
支払手形及び買掛金	5,234	5,593
電子記録債務	1,172	1,213
短期借入金	3,060	4,050
未払金	4,244	4,479
未払酒税	8,881	9,509
未払消費税等	785	1,058
未払法人税等	412	607
賞与引当金	61	59
役員賞与引当金	54	41
設備関係支払手形	159	349
その他の流動負債	648	692
固定負債	6,654	8,773
長期借入金	1,600	2,410
長期預り金	3,192	3,342
退職給付に係る負債	1,295	1,474
その他の固定負債	567	1,546
<b>純資産の部</b>	<b>20,940</b>	<b>20,869</b>
株主資本	18,179	18,196
資本金	6,946	6,946
資本剰余金	5,580	5,576
利益剰余金	6,411	6,239
自己株式	△759	△565
その他の包括利益累計額	581	554
その他有価証券評価差額金	542	639
繰延ヘッジ損益	81	△11
退職給付に係る調整累計額	△42	△73
非支配株主持分	2,179	2,118
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>52,310</b>	<b>57,297</b>

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当期	前期 (ご参考)
	(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)	(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)
売上高	79,212	82,325
売上原価	64,021	67,434
売上総利益	15,191	14,890
販売費及び一般管理費	13,111	13,270
営業利益	2,079	1,619
営業外収益	159	153
受取利息及び配当金	28	30
その他の営業外収益	130	122
営業外費用	356	350
支払利息	116	158
操業休止等経費	180	143
為替差損	37	23
その他の営業外費用	22	25
經常利益	1,882	1,422
特別利益	135	29
固定資産売却益	84	0
国庫補助金等受贈益	—	2
受取保険金	44	—
負ののれん発生益	—	26
その他の特別利益	6	0
特別損失	671	580
固定資産除却・売却損	45	38
事業再編損失	—	527
減損損失	616	—
その他の特別損失	9	13
税金等調整前当期純利益	1,346	870
法人税、住民税及び事業税	587	726
法人税等調整額	69	△55
当期純利益	689	200
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)	78	△37
親会社株主に帰属する当期純利益	610	237

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,946	5,576	6,239	△565	18,196
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△439	—	△439
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	610	—	610
自己株式の取得	—	—	—	△194	△194
自己株式の処分	—	0	—	0	0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動	—	4	—	—	4
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	4	171	△193	△17
当期末残高	6,946	5,580	6,411	△759	18,179

	その他の包括利益累計額					
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	639	△11	△73	554	2,118	20,869
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△439
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	610
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△194
自己株式の処分	—	—	—	—	—	0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動	—	—	—	—	—	4
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△96	93	31	27	61	89
連結会計年度中の変動額合計	△96	93	31	27	61	71
当期末残高	542	81	△42	581	2,179	20,940

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 (平成28年12月31日現在)	前期 (ご参考) (平成27年12月31日現在)
<b>資産の部</b>	<b>32,817</b>	<b>36,423</b>
流動資産	1,597	3,166
現金及び預金	174	141
売掛金	264	269
貯蔵品	2	2
前払費用	15	9
関係会社短期貸付金	920	2,560
未収入金	103	42
立替金	79	79
繰延税金資産	19	44
その他の流動資産	17	18
固定資産	31,219	33,257
有形固定資産	4,080	6,098
建物	1,070	1,470
構築物	525	764
機械装置	543	776
工具器具備品	34	46
土地	1,905	1,905
建設仮勘定	—	1,135
無形固定資産	142	161
ソフトウェア	105	117
その他の無形固定資産	37	43
投資その他の資産	26,996	26,996
投資有価証券	1,449	1,584
関係会社株式	23,743	23,734
関係会社長期貸付金	2,660	2,260
長期前払費用	44	48
その他の投資	70	67
貸倒引当金	△870	△597
投資損失引当金	△100	△100
<b>資産合計</b>	<b>32,817</b>	<b>36,423</b>

科 目	当期 (平成28年12月31日現在)	前期 (ご参考) (平成27年12月31日現在)
<b>負債の部</b>	<b>15,711</b>	<b>18,100</b>
流動負債	11,928	12,864
支払手形	10	30
電子記録債務	21	—
短期借入金	11,410	11,930
未払金	326	417
未払消費税等	—	83
未払法人税等	13	232
未払費用	90	129
役員賞与引当金	28	22
設備関係支払手形	11	2
その他の流動負債	14	15
固定負債	3,783	5,236
長期借入金	3,400	3,960
長期未払金	56	70
長期預り金	72	73
長期仮受金	—	986
退職給付引当金	69	70
繰延税金負債	184	74
<b>純資産の部</b>	<b>17,106</b>	<b>18,323</b>
株主資本	16,638	17,779
資本金	6,946	6,946
資本剰余金	5,576	5,576
資本準備金	5,549	5,549
その他資本剰余金	27	27
自己株式処分差益	27	27
利益剰余金	4,875	5,821
利益準備金	756	756
その他利益剰余金	4,119	5,065
配当積立金	40	40
別途積立金	3,302	3,302
繰越利益剰余金	777	1,723
自己株式	△759	△565
評価・換算差額等	467	544
その他有価証券評価差額金	467	544
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>32,817</b>	<b>36,423</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
	(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)	(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)
売上高	2,585	3,051
売上原価	449	802
売上総利益	2,136	2,248
販売費及び一般管理費	1,541	1,098
営業利益	595	1,150
営業外収益	88	114
受取利息及び配当金	77	100
その他の営業外収益	11	13
営業外費用	290	308
支払利息	131	167
操業休止等経費	156	140
その他の営業外費用	1	0
経常利益	394	955
特別利益	15	—
固定資産売却益	15	—
特別損失	601	24
固定資産除却・売却損	4	16
投資有価証券評価損	5	8
減損損失	591	—
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△191	931
法人税、住民税及び事業税	126	244
法人税等調整額	188	94
当期純利益又は当期純損失 (△)	△507	592

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本剰余金					利益剰余金			
	資本金	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計
配当 積立金						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	6,946	5,549	27	5,576	756	40	3,302	1,723	5,821
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△439	△439
当期純損失 (△)	—	—	—	—	—	—	—	△507	△507
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	—	—	△946	△946
当期末残高	6,946	5,549	27	5,576	756	40	3,302	777	4,875

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△565	17,779	544	544	18,323	
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	△439	—	—	△439	
当期純損失 (△)	—	△507	—	—	△507	
自己株式の取得	△194	△194	—	—	△194	
自己株式の処分	0	0	—	—	0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	—	△77	△77	△77	
事業年度中の変動額合計	△193	△1,140	△77	△77	△1,217	
当期末残高	△759	16,638	467	467	17,106	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

平成29年2月17日

オエノンホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 明 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 本間 愛雄 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オエノンホールディングス株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オエノンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

平成29年2月17日

オエノンホールディングス株式会社  
取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 明 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 本間 愛雄 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オエノンホールディングス株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員位の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月17日

オエノンホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	輿	石	正	博	Ⓔ
監査役（社外監査役）	飯	田	剛	史	Ⓔ
監査役（社外監査役）	小	川	一	夫	Ⓔ
監査役（社外監査役）	蘭	田	俊	和	Ⓔ

# 株主総会会場 ご案内図

## 開催日時

平成29年3月23日(木曜日)  
午前10時  
(受付開始：午前9時)

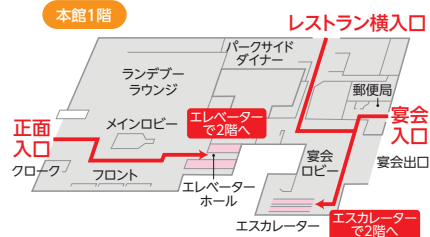
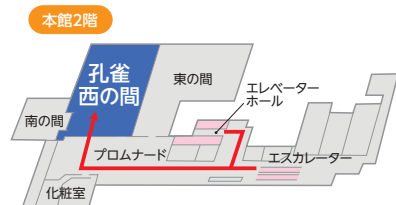
## 会場

帝国ホテル東京 本館2階  
「孔雀西の間」

東京都千代田区内幸町1丁目1番1号  
電話番号 03-3504-1111 (代表)

\*当日は試飲会を開催いたしますので、お車でのご来場はお控えていただきますようお願い申し上げます。

## フロアマップ



## 最寄駅から会場までのご案内

- [JR有楽町駅]より徒歩5分
- [JR新橋駅]、東京メトロ銀座線「新橋駅」より徒歩7分
- 東京メトロ日比谷線、千代田線、都営地下鉄三田線「日比谷駅」より徒歩3分
- 東京メトロ日比谷線、丸ノ内線、銀座線「銀座駅」より徒歩5分
- 都営地下鉄三田線「内幸町駅」より徒歩3分

